

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 10 級に該当するとして、障害等級には該当しないと決定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は鮮魚の加工中に包丁で左手親指付け根付近を突いて負傷し、受診の必要がないと判断し放置していたが、指が曲がらないままであったため、負傷から数か月後に〇整形外科を受診し「左長母指屈筋腱損傷」と診断され、手術を勧められたが手術を受けない選択をし、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないと、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

親指が曲がらないのは事実であるのに、障害等級に該当しないとした監督署長の処分に対し納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 外見上、左母指基節部橈側に 17mm の線状痕の残存を認める。
- (2) エックス線写真上、異常所見を認めない。
- (3) 医証及び監督署職員の測定値より、左母指 IP 関節可動域は、健側に比し、1 / 2 以下に制限され、請求人は左母指の疼痛等の神経症状を訴えている。しかしながら、主治医意見書及び請求人聴取より、請求人は主治医から手術を勧められたが、請求人の都合により手術を受けなかったものであり、必要な治療を行っているとは言えない。

よって、傷病に対して行われる医学上一般に承認された治療方法をもってしても、その効果が期待し得ない状態で、かつ、残存する症状が、自然的経過によって到達すると認められる最終の状態に達していないと判断できることから、本件後遺症は障害等級表に定める障害には該当しないものと認められる。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 請求人は、主治医から術後は約 3 か月の休業を要すると説明を受け、仕事の都合で 3 か月間は休業できないと判断したために手術を受けなかったと申述しており、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことで障害の程度を増悪させたと言えないと判断する。

イ 確かに本件は請求人が適切な手術的加療を受けなかったことで障害が残存したものであるが、請求人は手術的加療を受けない治療を選択したものであり、左長母指屈筋腱が機能していない状況は事実としてあることから、この状態を障害とすべきと判断する。

ウ 主治医は、請求人の左母指 I P 関節の自動屈曲は不能であると所見している。

エ 地方労災医員は、左長母指屈筋腱は全く機能していない状況であり、左母指 IP 関節は強直したものと同様とみなされるので、手指の機能障害として、「1手の母指の用を廃したものに」該当する程度と認められると所見している。

(2) 結論

以上から、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第 10 級の 6 「1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものに」該当すると判断される。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級には該当しないと決定した旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。